

改正 平成3年4月1日教育委員会規則第10号 平成6年2月24日教育委員会規則第1号
平成7年3月13日教育委員会規則第8号 平成12年4月14日教育委員会規則第15号
平成17年9月22日教育委員会規則第17号 平成18年6月22日教育委員会規則第15号
平成20年3月31日教育委員会規則第13号 平成21年3月31日教育委員会規則第10号
平成22年1月26日教育委員会規則第1号 平成22年7月8日教育委員会規則第8号
平成23年3月23日教育委員会規則第1号 平成23年7月26日教育委員会規則第16号
平成24年10月26日教育委員会規則第13号 平成26年3月31日教育委員会規則第10号
平成28年3月31日教育委員会規則第4号 平成31年4月26日教育委員会規則第9号
令和元年6月25日教育委員会規則第2号 令和3年3月31日教育委員会規則第6号
令和4年2月28日教育委員会規則第2号

北海道立学校条例施行規則をここに公布する。

北海道立学校条例施行規則

北海道教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第1項及び北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）第6条及び第8条の規定に基づき、北海道立学校条例施行規則（昭和34年北海道教育委員会規則第16号）の全部を改正するこの教育委員会規則を制定する。

（趣旨）

第1条 この教育委員会規則は、北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）第8条の規定に基づき、北海道立学校の入学検定料等の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（入学検定料の納付方法）

第2条 入学検定料は、入学又は他の学校（北海道立学校を除く。次条第1項において同じ。）からの転学を出願するとき、北海道収入証紙で納付するものとする。

（入学料又は進級料の納付方法）

第3条 入学料は、入学式の日までに北海道収入証紙で納付するものとする。ただし、他の学校から転学し、編入学し、又は学年の中途に入学する場合は、その都度北海道収入証紙で納付するものとする。

2 進級料は、前期課程から後期課程に進級した後の直近の学年始業日までに北海道収入証紙で納付するものとする。

（授業料の納付方法）

第4条 授業料（定時制の課程における学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による定時制の課程」という。）の授業料を除く。）は、年額を12期に分割して納付するものとし、各期において納付する額は、年額の12分の1の額に相当する額とする。ただし、前納することを妨げない。

2 前項の授業料の納付期限は、第1期（4月）分については4月25日、第11期（2月）分及び第12期（3月）分については2月25日、その他の期の分については各月の15日とする。

3 前項に規定する納付期限後に納付義務の生じた場合は、当該期の授業料の納付期限は、その月の末日とする。

4 前2項に規定する納付期限が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、これらの日の翌日を納付期限とみなす。

（1）日曜日及び土曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

5 生徒が前3項に規定する納付期限前に他の学校に転学し、又は退学する場合は、その期の授業料は、前3項の規定にかかわらず、転学又は退学の日までに納付するものとする。

6 単位制による定時制の課程の授業料は、科目の履修を申し込むときに、北海道収入証紙で納付するものとする。

7 生徒が月の中途において、同一の課程（単位制による定時制の課程を除く。）の間で転学する場

合は、その期の授業料は月の初日に在籍する学校において納付するものとする。

8 生徒が月の中途において、全日制の課程と定時制の課程（単位制による定時制の課程を除く。）の間で転学し、又は転籍する場合は、その期の授業料は月の初日に在籍する課程において納付するものとする。

9 生徒が月の中途において、全日制の課程又は定時制の課程（単位制による定時制の課程を除く。以下この項において同じ。）と単位制による定時制の課程の間で転学し、又は転籍する場合は、単位制による定時制の課程の授業料のほか、その期の全日制の課程又は定時制の課程の授業料を納付するものとする。

（寄宿舎使用料の納付方法）

第5条 前条第2項から第5項までの規定は、寄宿舎使用料の納付期限について準用する。

（通信教育受講料及び科目受講料の納付方法）

第6条 通信教育受講料及び科目受講料は、科目の履修を申し込むときに北海道収入証紙で納付するものとする。

（督促）

第7条 校長は、授業料又は寄宿舎使用料が納付期限までに納付されない場合は、納付期限後30日以内に、授業料については授業料納付督促書（別記第1号様式）、寄宿舎使用料については寄宿舎使用料納付督促書（別記第2号様式）により、期限を指定して生徒及び保護者等に対して督促しなければならない。

2 校長は、保護者等に事故がある場合又は成年である生徒が保護者等を定めない場合において、前項の督促で指定した期限までに納付することができない状態が引き続くときは、保証人に対して督促しなければならない。

3 前2項の授業料納付督促書及び寄宿舎使用料納付督促書により指定すべき期限は、当該督促書を発した日から起算して14日以内とする。

（出席停止）

第8条 校長は、授業料の督促を受けた納付義務者等（生徒及び保護者等並びに保証人をいう。以下同じ。）が授業料納付督促書により指定した期限内に授業料を納付しない場合は、当該生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

2 校長は、前項の規定により出席停止を命ずる場合は、納付義務者等（生徒及び保護者等並びに保証人をいう。以下同じ。）に対して、出席停止通知書（別記第3号様式）を送付しなければならない。

（退学処分）

第9条 校長は、出席停止通知書を発した日から起算して30日を過ぎても納付義務者等が授業料を納付しない場合は、当該生徒に対して、退学を命ずることができる。

2 校長は、前項の規定により退学を命ずる場合は、納付義務者等に対して、退学処分通知書（別記第4号様式）を送付するとともに、この旨を教育長に報告しなければならない。

（寄宿生の退舎処分）

第10条 校長は、寄宿舎使用料の督促を受けた納付義務者等が寄宿舎使用料納付督促書により指定した期限内に寄宿舎使用料を納付しない場合は、当該生徒に対して、退舎を命ずることができる。

（授業料等の免除）

第11条 生徒の家庭が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該生徒の授業料、寄宿舎使用料又は通信教育受講料（以下「授業料等」という。）の全部又は一部を免除することができる。

（1）地震、水害、台風、冷害等の災害又は火災等に遭い、授業料等の納付が困難となった場合

（2）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている場合

（3）生徒の保護者等又は保護者等に代わって生徒を扶養している者が自動車事故により死亡し、又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第一の介護を要する後遺障害又は別表第二の第一級から第三級までの後遺障害に該当し、授業料等の納付が困難となった場合

（4）その他特別の理由により授業料等の納付が困難となった場合

（入学検定料等の免除）

第11条の2 入学若しくは他の学校からの転学を志願する者、入学者、中等教育学校の前期課程から後期課程に進級する者若しくは生徒又はこれらの者の学資を主として負担する者が著しく大規模な

災害（教育長の定めるものに限る。）により被害を受けた者である場合は、当該入学若しくは転学を志願する者の入学検定料、当該入学者の入学料、当該進級する者の進級料又は当該生徒の寄宿舎使用料等の全部又は一部を免除することができる。

（授業料の減額）

第12条 生徒（単位制による定時制の課程に在籍する生徒を除く。以下この条において同じ。）が、学年の途中で入学し、転学し、卒業し、退学し、又は死亡した場合は、在籍しない期の授業料を減額する。

2 前項に定める事由（北海道立高等学校又は北海道立中等教育学校に転学する場合を除く。）が生じた場合において、当該月における出席が1日もないときは、その月を在籍しない期とみなして授業料を減額する。

3 生徒が、休学し、又は留学した場合において、休学の期間、留学の期間又は休学の期間と留学の期間とを合算した期間（以下「休学の期間等」という。）が引き続き3月以上となったときは、休学の期間等の月数に相当する期の授業料を減額する。

4 休学の期間等が3月未満の場合において、生徒が休学中又は留学中に退学し、又は死亡したときは、休学の期間等の月数に相当する期の授業料を減額する。

（授業料等の徴収の猶予）

第13条 生徒の家庭が経済的な理由により授業料等の納付が一時的に困難となったと認められる場合は、当該年度の末日を限度として当該生徒の授業料等の徴収を猶予することができる。

2 授業料等の徴収の猶予を受けている生徒が他の学校（北海道立高等学校及び北海道立中等教育学校を除く。）に転学し、又は退学する場合は、前項の規定にかかわらず、その徴収の猶予を受けている授業料等を転学又は退学の日までに納付するものとする。

（証明書交付手数料の納付方法）

第14条 証明書交付手数料は、証明書交付申請書（別記第5号様式。以下「交付申請書」という。）により、証明書の交付を申請するときに北海道収入証紙で納付するものとする。

（証明書交付手数料の免除）

第15条 証明書の交付を希望する者が次の各号のいずれかに該当する場合において、交付申請書により申し出たときは、証明書交付手数料を免除することができる。

（1）地震、水害、台風、冷害等の災害又は火災等に遭い、証明書交付手数料の納付が困難である場合

（2）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている場合

（3）前2号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認める場合

（教育長への委任）

第16条 この教育委員会規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この教育委員会規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日教育委員会規則第10号）

この教育委員会規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年2月24日教育委員会規則第1号）

（施行期日）

1 この教育委員会規則は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この教育委員会規則の施行の際現に作成され、又は交付されているこの教育委員会規則による改正前の様式による台帳、証明書等は、この教育委員会規則による改正後の様式による台帳、証明書等とみなす。

3 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成7年3月13日教育委員会規則第8号）

1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

2 この教育委員会規則による改正後の北海道立学校条例施行規則の規定は、平成7年1月17日以降

に入学した者に係る入学料について適用する。

附 則（平成12年4月14日教育委員会規則第15号）

- 1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。
- 2 この教育委員会規則による改正後の北海道立学校条例施行規則の規定は、平成12年4月1日以降に入学した者に係る入学料について適用する。

附 則（平成17年9月22日教育委員会規則第17号）

この教育委員会規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月22日教育委員会規則第15号）

この教育委員会規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教育委員会規則第13号）

この教育委員会規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日教育委員会規則第10号）

この教育委員会規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月26日教育委員会規則第1号抄）

- 1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。（後略）
- 2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の北海道立高等学校学則、北海道教育功績者表彰規則、学校教育法施行細則、北海道有朋高等学校学則、北海道教育委員会公印規則又は北海道立学校条例施行規則（以下「北海道立高等学校学則等」という。）の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の北海道立高等学校学則等の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成22年7月8日教育委員会規則第8号）

この教育委員会規則は、公布の日から施行し、改正後の北海道立高等学校学則、北海道有朋高等学校学則、北海道立学校条例施行規則及び北海道立中等教育学校学則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月23日教育委員会規則第1号）

- 1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。
- 2 この教育委員会規則による改正後の北海道立学校条例施行規則の規定は、平成23年3月11日以降に納付する入学検定料、入学料及び進級料について適用する。

附 則（平成23年7月26日教育委員会規則第16号）

この教育委員会規則は、公布の日から施行し、改正後の北海道立学校条例施行規則第11条の2の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成24年10月26日教育委員会規則第13号）

この教育委員会規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日教育委員会規則第10号）

この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日教育委員会規則第4号）

（施行期日）

- 1 この教育委員会規則は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この教育委員会規則の施行前にされた処分又はこの教育委員会規則の施行前にされた申請に係る不作為に関する不服申立てについては、改正後の北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則第3条第1項第28号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月26日教育委員会規則第9号）

- 1 この教育委員会規則は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和元年6月25日教育委員会規則第2号）

- 1 この教育委員会規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則の規定に

基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和3年3月31日教育委員会規則第6号）

（施行期日）

1 この教育委員会規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和4年2月28日教育委員会規則第2号）

この教育委員会規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式

（第7条関係）

別記第2号様式

（第7条関係）

別記第3号様式

（第8条関係）

別記第4号様式

別記第5号様式

（第14条、第15条関係）